

加西市スマートシティ推進協議会（仮称）設立運営支援業務委託仕様書

1 目的

かさい「ミライナカ」計画 2030 の実現に向けて、令和 6 年度に加西市では、スマートシティ推進会議（以下「推進会議」という）を設け、地域の企業・団体、大学等と市とが参画する加西市スマートシティ推進協議会（仮称。以下「協議会」という）を公民連携により進めていくための相応しいあり方を検討したところである。

地域の課題解決と活性化にあたって、様々なシステムの具体化には時間を要することから、令和 7 年度後半の協議会の設立に先駆け、先行的な取組として令和 7 年度前半からスタートアップ事業者を含む民間主導による実証事業を、可能なところから展開していくこととしている。

加西市はスマートシティ分野のこれら取組を踏まえて、令和 7 年度中に協議会を設立し、協議会内にいくつかの分野に特化したワーキンググループを立ち上げ、実証事業を展開していく予定であり、本業務ではその支援を行うものである。

2 履行場所

加西市役所及び市が指定する場所

3 履行期限

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務概要

本事業は、加西市が令和 7 年度に協議会を設立するにあたり、その設立・運営支援を行い、持続可能な取組とするための仕組みづくりを行うものとする。

(1) 協議会の設立支援

令和 6 年度の推進会議の検討結果を踏まえ、協議会を設立するにあたり、組織構成や規約を定め、ワーキンググループの活動を進めるのに最低限必要な企業・団体が参画するよう募集を行うとともに、設立総会の準備を行うこと。なお、推進会議の検討結果については、以下の市ホームページにて確認のこと。

<https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/digital/47348.html>

(2) ワーキンググループの運営

市が実施する「助け合いマッチングサービス」の実証実験の伴走支援を行うこと。実証実験成果を一つのワーキンググループとして引き継ぐ予定としており、その運営及び事業化に向けた支援を行うこと。

(3) 住民の参画促進

加西市のスマートシティの取組や協議会が活性化することに寄与するワークショップを企画し実施すること。また、協議会に自分事として加入する企業や団体の増

加や事業の継続性に資する取組をあわせて行うこと。

5 作業体制

- (1) 業務全体を統括する責任者は、業務遂行に必要な知識（技術的要素を含む）及びプロジェクト管理に係る知識・経験を有する者とする。
- (2) 受託者は、オンラインミーティングなども用いて加西市と詳細な協議を行い、意思疎通を図った上で業務を遂行すること。
- (3) 受託者は契約締結後、プロジェクト計画書を速やかに作成し、加西市に説明した上で承認を得ること。

6 成果物

受託者は、業務が完了したときは、次の成果物を加西市に納品すること。なお、完成図書は電子データで納品すること。

- (1) 協議会の設立に関する資料 一式
- (2) ワーキンググループ運営支援報告書 一式
- (3) ワークショップ開催報告書 一式
- (4) その他必要な資料等

7 機密の保持

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密、個人情報等を、履行期間中・完了後を問わず第三者に漏らしてはならない。

8 著作権

本業務の成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、受託者または第三者が従前から保有していた著作権を除き、本業務の対価が全て受託者に支払われたときに、加西市に帰属するものとする。

但し、汎用的な利用が可能な著作物の著作権については、著作権法第 47 条の 3 及び第 47 条の 6 第 1 項第 2 号に基づいて、受託者は複製及び翻案その他改変することができるものとする。

9 業務の再委託

受託者が、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることは原則として禁止するものとする。ただし、受託者が、再委託の申出を行い、加西市が承認した場合は、この限りでない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、加西市と受託者が協議の上、別に定めることとする。